

控除対象のサービス

対象となるサービスの種類		医療費控除対象		
		自己負担額	食 費	居 住 費
医療系居宅サービス	訪問看護	◎		
	訪問リハビリテーション	◎		
	居宅療養管理指導	◎		
	通所リハビリテーション	◎	◎	
	短期入所療養介護	◎	◎	◎
上記以外の居宅サービス等	訪問介護(生活援助中心型を除く)	△		
	訪問入浴介護	△		
	通所介護	△	×	
	短期入所生活介護	△	×	×
	夜間対応型訪問介護	△		
	認知症対応型通所介護	△	×	
	小規模多機能型居宅介護	△	×	×
施設サービス	介護老人福祉施設	○	○	○
	介護老人保健施設	◎	◎	◎
	介護療養型医療施設	◎	◎	◎

◎：全額対象、○：2分の1に相当する額が対象、△：同月内に医療系居宅サービス（訪問看護の場合、医療保険等での利用分も含む）のいずれかと併せて利用した場合のみ対象、×：非対象

注意事項

※介護予防サービスも含みます。

※医療系居宅サービスについては、支給限度額を超えて利用した自己負担額も控除の対象です。

※高額介護サービス費など、費用を補てんするとみなされる受取金については、控除の対象額から差し引きます。

ただし、介護老人福祉施設のサービス利用料に対する高額介護サービス費については、2分の1に相当する額を